

学生諸君の行動について

(薬物に関する注意)

大麻や覚せい剤等の不正薬物の所持及び使用防止については、新入生オリエンテーションをはじめとして、全学教育での講義、留学生ハンドブック、学生生活案内及び保健管理センターホームページへの掲載並びにポスター掲示により広く注意を促しているところです。

薬物の不法な所持及び使用は犯罪であり、本当の怖さはその依存性にあり、体を壊すだけでなく友人や家族との絆の崩壊や社会への不適応を招き、社会問題として大きくマスコミに取り上げられたりもします。

例えば、大麻を不法に所持した場合は、5年以下の懲役と非常に重い刑罰となっており、本学の規則においては退学又は停学といった厳しい懲戒処分の対象になります。

学生諸君には、安易な気持ちや興味に走ることなく、東北大学の学生としての自覚を持って、社会のルールを守って行動するよう強く訴えます。

平成23年8月10日
東 北 大 学